

郡山市幼保連携型認定こども園設置認可等事務取扱要綱

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 幼保連携型認定こども園設置認可の基準（第4条―第13条）

第3章 設置認可等の手続等（第14条―第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の設置認可、認可の変更等に係る事務について、法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「規則」という。）、郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第33号。以下「最低基準」という。）及び郡山市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成27年郡山市規則第47号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園 法第2条第2項に規定する幼稚園をいう。
- (2) 保育所 法第2条第3項に規定する保育所をいう。
- (3) 幼保連携型認定こども園 法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
（幼保連携型認定こども園設置認可の指針等）

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、幼保連携型認定こども園の設置認可を行わないものとする。

- (1) 本市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の2号、3号認定子どもの利用定員の総数（以下「利用定員総数」という。）が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定に基づく郡山市子ども・子育て支援事業計画において定める必要利用定員の総数（以下「計画総数」という。）に既に達している場合
- (2) 本市における次に掲げる事項の分析及び将来の保育需要の推計から、利用定員総数が計画総数を超えることになると認められる場合
 - ア 幼保連携型認定こども園への入所待機児童数に係る数量的、地域的な現状及び動向
 - イ 人口に係る数量的、地域的な現状及び動向
 - ウ 就学前児童数に係る数量的、地域的な現状及び動向
 - エ 就業構造に係る数量的、地域的な現状及び動向
 - オ その他保育需要に影響を与える事項に係る数量的、地域的な現状及び動向
 - カ 多様な保育サービスに対する需要等に係る地域の現状及び動向
- (3) 前2号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、幼保連携型認定こども園の設置認可を行うことができる。

第2章 幼保連携型認定こども園設置認可の基準

（設置経営主体）

第4条 幼保連携型認定こども園の設置経営を行う者（以下「設置経営者」という。）は、社会福祉法人

又は学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）とする。

2 法第 17 条第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。

（定員）

第 5 条 設置経営者は、幼保連携型認定こども園の定員を 20 人以上に設定するものとする。

2 設置経営者は、定員については、3 歳未満児の定員について設定することを基本とし、そのうち乳児の定員設定についても最大限配慮するとともに、幼保連携型認定こども園及び市全体の保育需要に応じ、必要な見直しを行うものとする。

（定員の変更承認）

第 6 条 幼保連携型認定こども園の定員を減ずる変更は、次の要件を満たす場合に認めるものとする。

- (1) 当該幼保連携型認定こども園及び市全体の保育需要が低下し、将来にわたり現在の定員を維持できる児童の入所が見込めないこと。
- (2) 当該幼保連携型認定こども園に待機児童がいないこと。
- (3) 原則として 0 歳児を含む低年齢児の保育及び保育時間の延長を実施していること又は実施する予定であること。
- (4) 施設整備費補助金（定員に関係のない大規模修繕補助金を除く。）の交付を受けて整備した幼保連携型認定こども園については、原則として交付後 5 年以上経過していること。
- (5) 定員の削減に関連した職員の雇用上の紛争が生じていないこと及びそのおそれがないこと。
- (6) 将来、当該幼保連携型認定こども園又は市全体の保育需要が増加したときは、再び定員を増やすことに同意していること。

（建物及び設備に関する指針）

第 7 条 幼保連携型認定こども園の構造及び設備に関する指針は、最低基準に規定するもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 面積とは、部屋の内法面積とする。
- (2) 保育室、乳児室、階段、ベランダ等の転落防止用の柵等については、児童の安全を考慮し、児童が乗り越えることができないよう、たて格子柵等とし、高さは足掛かりから 120cm 以上、幅は、内法 8 cm 以下とするよう努めること。
- (3) 施設整備に当たっては、可能な限り次のような設備、スペース等を備えるよう努めること。
 - ア 子育て相談室
 - イ 保育所機能における一時保育のためのスペース
 - ウ 地域子育て支援のためのスペース（食事室を含む。）

（職員）

第 8 条 保育教諭の配置基準については、保育所における短時間勤務の保育士の導入について（平成 10 年 2 月 18 日児発第 85 号厚生省児童家庭局長通知）に定める要件を満たす場合は、最低基準上の定数の一部に短時間勤務保育教諭（1 日 6 時間未満又は月 20 日未満勤務の保育教諭をいう。以下同じ。）を充てることができる。

2 調理員等の配置基準については、保育所における調理業務の委託について（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号厚生省児童家庭局長通知）に定める要件を満たすことにより、調理業務を第三者に委託し給食を提供する場合は、調理員を置かないことができる。

（苦情への対応に関する指針）

第 9 条 苦情への対応に関する指針は、次のとおりとする。

- (1) 苦情解決の責任主体を明確にするため、園長、設置経営者等を苦情解決責任者とする。

(2) サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員（園長含む。）の中から苦情受付担当者を任命し、苦情受付担当者は次に掲げる職務を行うものとする。

ア 利用者からの苦情の受付

イ 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録

ウ 受け付けた苦情、その改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

(3) 苦情解決に当たっては、社会性及び客観性を確保し、利用者の立場及び特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員の設置に努めること。

(4) 第三者委員の要件については次のとおりとする。

ア 苦情を円満に解決することができる者であること。

イ 世間からの信頼性を有する者であること。

(5) 施設内への掲示、パンフレットの配布等により、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知すること。

(分園の設置)

第 10 条 設置経営者は、本園と分園の一体的な運営の確保を前提に幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて（平成 28 年 8 月 8 日府子本第 555 号・28 文科初第 682 号・雇児発 0808 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に定める要件を満たす場合には、分園を設置することができる。

(幼保連携型認定こども園設置認可に係る設置経営者に対する助言)

第 11 条 幼保連携型認定こども園設置認可に係る設置経営者への助言については、別表第 1 のとおりとする。

(不動産の貸与を受けるための要件)

第 12 条 幼保連携型認定こども園の用に供する土地又は建物について貸与を受ける場合の要件は、次のとおりとする。

(1) 設置者が社会福祉法人の場合

ア 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記していること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

(ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合

(イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(ウ) 安定的な事業の継続性の確保が図られるものとして、市長が特に必要と認める場合

イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

ウ 安定的に賃借料を支払い得る財源として 1 年間の賃借料に相当する額と 1,000 万円（1 年間の賃借料が 1,000 万円を超える場合には当該 1 年間の賃借料相当額）の合計額の資金を普通預金、定期預金、国債等により保有していること。

エ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(2) 設置者が学校法人の場合

ア 長期にわたり土地及び建物を使用できる保証がある借用であること。なお、国、地方公共団体等からの借用に限らず、民間からの借用であっても差し支えないこととする。

イ 幼保連携型認定こども園が目指す教育及び保育内容を実現するために、土地及び建物を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保証が得られな

くても差し支えないこととする。

- 2 現に社会福祉法人等が設置している幼稚園又は保育所の土地又は建物が、認可権者から借用を認める取扱いを受けている場合において、幼保連携型認定こども園を設置するため、幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人等が単一の設置主体による運営に切り替えるために事業の全部を社会福祉法人等に譲渡する場合は、前項各号の規定にかかわらず、原則として引き続き借用を認めるものとする。

(認可の条件)

- 第 13 条 学校法人に対して幼保連携型認定こども園の認可を行う場合には、別表第 2 の条件を付すことができる。

第 3 章 設置認可等の手続等

(設置認可申請に関する添付書類)

- 第 14 条 設置認可申請に関する細則第 3 条第 4 項に規定する市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

(1) 最低基準に関するもの

- ア 最低基準調書（第 1 号様式）
- イ 職員の状況一覧（第 2 号様式）

(2) 職員に関するもの

- ア 職員の構成を示す書類（参考様式は職員の構成（第 3 号様式））
- イ 職員全員の履歴書
- ウ 園長、副園長及び教頭の資格を有することを証する書類
- エ 幼稚園教諭の免許証の写し
- オ 保育士の資格証明書の写し
- カ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任命・委嘱に関する書類の写し
- キ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の免許証の写し
- ク 養護教諭を配置する場合には当該免許証の写し
- ケ 保健師、看護師又は準看護師を配置する場合には当該免許証の写し
- コ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置する場合には当該免許証の写し
- サ 心理担当職員を配置する場合には大学等において必要な課程を修めて卒業したことを証する書類
- シ 栄養教諭又は調理師を配置する場合には当該免許証の写し
- ス 常勤職員雇用通知書又は契約書の写し
- セ 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書又は契約書の写し
- ソ 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には、調理業務委託契約書の写し

(3) 土地及び建物並びにその他設備に関するもの

- ア 施設付近の見取図
- イ 土地の公図及び実測図
- ウ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく確認済証及び検査済証の写し
- エ 土地及び建物の登記事項証明書
- オ 土地又は建物が自己所有でない場合

(ア) 国又は地方公共団体から貸与を受ける場合には、貸与又は使用許可を受けたことを証する書類

(イ) 国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、第 12 条の要件を確認できる書類

カ 建物の平面図及び立面図

キ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく検査済証の写し

ク 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法に基づく確認済証が交付されている建物の場合には、耐震性が確認できる書類

ケ 保育室等を 2 階以上に設置する場合、最低基準第 13 条を満たしていることを証する書類

(4) 幼保連携型認定こども園の運営方法に関するもの

ア 教育課程に関するもの

イ 重要事項説明書

ウ 定款又は寄附行為

エ 1 号認定子どもを選考する場合の基準を示した書類

オ 就業規則（給与規程及び職員給与格付表を含む。）

カ 経理規定（旅費規程等を含む。）

キ 学校安全計画

ク 事故対応マニュアル

ケ 虐待防止マニュアル

コ 苦情解決規程

(5) その他

ア 法人の登記事項証明書

イ 法人代表者の履歴書

ウ 役員一覧表

エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 2 項等に関する誓約書（第 4 号様式）

オ 幼保連携型認定こども園の設置を議決した理事会の議事録等

カ 現金残高証明書等資産・負債を確認できる書類

キ 直近 3 か年の決算書

ク 直近の法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書

ケ 消防計画作成届出書及び防火管理者選任届出書の写し

コ 集団給食施設に係る届出の写し

サ 特定給食施設設置届出書の写し

シ 施設案内（園のしおり、パンフレット等）

(6) 学校法人が設置経営する場合にあっては、第 1 号から第 5 号に掲げるもののほか、第 4 条の要件を確認できる書類

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、必要な調査を行い、その結果等を設置認可承認審査書（第 5 号様式）に記載するものとする。

3 市長は、幼保連携型認定こども園設置認可を決定したときは設置認可書（第 6 号様式）を、認可しない場合は設置認可不承認通知書（第 7 号様式）を申請者に交付するものとする。

（廃止又は休止認可申請に関する手続）

第 15 条 幼保連携型認定こども園（廃止、休止）認可申請があったときは、市長は、必要な調査を行い、その結果等を廃止・休止承認審査書（第 8 号様式）に記載するものとする。

2 市長は、幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の承認を決定したときは、廃止（休止）承認書（第 9 号様式）を交付するものとする。

(設置者変更に関する添付書類)

第16条 幼保連携型認定こども園設置者変更に関する細則第3条第4項に規定する市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 議事録の写し
- (2) 代表者の履歴書
- (3) 代表者変更後の当該法人の登記事項証明書

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、必要な調査を行うものとする。

3 市長は、幼保連携型認定こども園の設置者変更承認を決定したときは、設置者変更承認書(第10号様式)を申請者に交付するものとする。

(名称、位置等変更届に関する添付書類)

第17条 幼保連携型認定こども園(名称、位置等)変更に関する細則第4条第3項に規定する市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 設置主体の名称の変更の場合 定款変更承認書の写し及び名称変更後の当該法人の登記事項証明書
- (2) 幼保連携型認定こども園の名称の変更の場合 幼保連携型認定こども園の名称を変更することについて議決した議事録
- (3) 幼保連携型認定こども園の位置の変更の場合 住居表示変更の証明等
- (4) 定員の変更の場合
 - ア 議事録の写し
 - イ 最低基準調書(第1号様式)
 - ウ 職員の状況一覧(第2号様式)
 - エ 職員の構成を示す書類(参考様式は職員の構成(第3号様式))
- (5) 建物の規模構造及び使用区分(保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等)並びに屋外遊戯場の変更の場合
 - ア 建物及び土地の状況を示す書類(参考様式は建物及び土地の状況(第11号様式))
 - イ 最低基準調書(第1号様式)
 - ウ 建物の変更前後の配置図及び平面図
 - エ 土地の実測図(屋外遊戯場等の変更の場合のみ)
 - オ 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の写し
 - カ 土地及び建物の登記事項証明書

2 前項に規定する届出があったときは、市長は、必要な調査を行うものとする。

(園長設置届に関する添付書類)

第18条 幼保連携型認定こども園園長設置に関する細則第5条に規定する市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園の園長の就任について議決した議事録

2 前項に規定する届出があったときは、市長は、必要な調査を行うものとする。

(運営状況に関する添付書類)

第19条 細則第6条第1項に規定する市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 最低基準調書(第1号様式)
- (2) 職員の状況一覧(第2号様式)
- (3) 職員の構成(第3号様式)

- (4) 食事の提供に関する書類
 - (5) 教育及び保育の計画
 - (6) 保育従事者の研修計画
 - (7) 子育て支援事業の実施計画
 - (8) 管理運営等に関する書類
 - (9) 保育料等徴収金に関する規定
 - (10) 法第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書
 - (11) その他、報告内容に関して説明又は補足するために必要と認められる書類
- 2 前項(2)、(4)、(7)、(8)の書類については、事業開始時又は前年度報告から変更がない場合、及び既に細則第4条の届出をした場合については、提出は不要とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月8日から施行する。

別表第1 幼保連携型認定こども園設置認可に係る設置経営者への助言事項（第11条関係）

1 運営に関する助言事項

- (1) 幼保連携型認定こども園の利用定員構成は、0歳児≤1歳児≤2歳児≤3歳児≤4歳児≤5歳児となるよう設定することが望ましい。
- (2) 保育標準時間（1日当たり11時間までに限る。）及び保育短時間（1日当たり8時間までに限る。）とは別に、1日当たり1時間の延長保育を実施することが望ましい。

2 設備に関する助言事項

- (1) 乳児室等の乳児の保育を行う場所は、他の幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ乳児の安全性が確保されていることが望ましい。
- (2) 乳児室等の乳児の保育を行う場所は、より乳児の安全を確保するために、事務室又は調理室の職員が目視等できる位置に配置することが望ましい。
- (3) 児童の手の届く高さ（床面から高さ、1.3m程度）については、突起物及びスイッチ類固定仕様の設備等を設置しないことが望ましい。
- (4) 児童の生活空間の出隅部分は、全て大きく丸面にすることが望ましい。
- (5) 乳児室、ほふく室及び保育室には、利用乳幼児用の手洗いを設けることが望ましい。
- (6) 乳児室、ほふく室及び保育室には、遊具、寝具等を収納するためのスペースを設けることが望ましい。
- (7) 乳児室及びほふく室には、室内又は隣接する場所に、利用乳幼児用の沐浴室又は沐浴設備を設けることが望ましい。
- (8) インフルエンザ、感染性胃腸炎等の拡散を防ぐため、乳児室、ほふく室及び保育室を経由せずに移動できる経路を確保していることが望ましい。
- (9) 満2歳以上の幼児を預かる施設にあつては、一斉保育、行事等に使用するため、保育室とは別に独立の遊戯室を設置することが望ましい。基準は設けないが、遊戯室本来の目的を考慮することが望ましい。保育室との区画は可動式の間仕切りでも可とする。
- (10) 園舎及び屋外遊技場は、同一の敷地内又は隣接する位地に設けることが望ましい。敷地内に屋外遊技場を設けることが困難な場合は、付近にそれと代わるべき公園等の代替地を設定しなければならない。この場合において、次に掲げる要件の全てを満たすことが望ましい。
 - ア 幼児が安全に移動できる場所であること。
 - イ 幼児が安全に利用できる場所であること。
 - ウ 幼児が日常的に利用できる場所であること。
 - エ 保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (11) 調理室には、調理員専用の手洗いが設置されていることが望ましい。
- (12) 調理室の調理設備として、炊飯器、冷凍冷蔵庫、2槽式シンク、必要な数のコンロ、調理台、配膳台、オーブン、食器消毒保管庫、湯沸かし器等が設置されていることが望ましい。
- (13) 保存食は、原材料、調理済み食品を食品ごとに50g程度、密封の上、2週間以上保存する必要があるため、-20℃以下に保つことができるものを設置することが望ましい。
- (14) 児童便所、調理員便所及び調理員以外の職員便所はそれぞれ別に設けることが望ましい。
- (15) 児童便所、調理員便所及び調理員以外の職員便所には、手洗い設備を設けることが望ましい。
- (16) 児童便所の便器は、児童が安全かつ衛生的に使用するために、補助便座及びオマルの使用を控えることが望ましい。

- (17) 児童便所の便器は、小便器及び大便器をそれぞれ設けることが望ましい。
- (18) 施設内に、スロップシンク等清掃用具等を洗うための設備を設けることが望ましい。
- (19) 事務室を設ける場合は、来客への応対、防犯の対応、緊急時の対応が容易にできる位置に配置することが望ましい。
- (20) 近隣地域との交通問題を生じさせないため、送迎用車両の駐車スペースを確保することが望ましい。
- (21) 建物は、新耐震基準を満たし、耐震上問題ないこと又は昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法に基づく確認済証が交付されている建物である場合は、耐震診断を実施し、問題が無いこと若しくは耐震補強済であることが望ましい。

3 職員に関する助言事項

- (1) 嘱託医の配置に関しては、次のとおり書面を取り交わすことが望ましい。
 - ア 幼保連携型認定こども園と嘱託医との間で、契約書（合意書）を締結すること。
 - イ 嘱託医の報酬については、双方の協議により決定し、給付費から支出し、幼保連携型認定こども園が嘱託医に直接支払うこと。

4 その他の助言事項

- (1) 開設する地域を所轄する消防署等に事前の相談を行い、その指導に従い、非常警報器具、消火器等非常災害防止に必要な設備を整備することが望ましい。
- (2) 消火器等が設置されているだけでなく、職員全員に設置場所及び使用方法を周知することが望ましい。
- (3) 事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することが望ましい。
- (4) 郡山市認可保育所等への新規参入施設等巡回支援事業を活用し、認可保育所等の業務等に関し経験を有する者による巡回支援を受けることで、円滑な認可保育所等の運営及び保育の質の向上を図ることが望ましい。

別表第2 学校法人に対する幼保連携型認定こども園設置認可条件（第13条関係）

- 1 最低基準を維持するために、幼保連携型認定こども園の設置経営者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39条）第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、幼保連携型認定こども園を運営する事業に係る区分を設けること。
- 3 幼保連携型認定こども園を運営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。
- 4 学校法人会計基準による会計処理を行っている場合は、第2項に定める区分ごとに、積立金・積立明細書を作成すること。
- 5 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に幼保連携型認定こども園を運営する事業に係る現況報告書を添付して提出すること。
 - (1) 前会計年度末における貸借対照表
 - (2) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
 - (3) 幼保連携型認定こども園を運営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書
- 6 認可を受けた後、申請時に提出した諸規定及び幼保連携型認定こども園建設に要した経費の借入れに係る償還計画に変更を生じる場合は、市に対して事前に協議を行うこと。

最低基準調書

名称

1 計画概要

(1) 利用定員数及び学級数

年齢	1号	2・3号	計	学級数
0歳				
1歳				
2歳				
3歳				
4歳				
5歳				
計				

(2) 園舎

1 F	
2 F	
3 F	
延床面積	

(3) 土地

園庭	
園舎敷地	
その他	
合計	
屋上園庭	

2 園舎、保育室等の面積

(1) 園舎の面積

区分	園舎 A	3歳以上の面積 B	2歳児の保育室及び 遊戯室 C	乳児室 D	ほふく室 E
最低基準	A = B + C + D + E	1学級 180 2学級以上 320㎡ + 100㎡ × (クラス数 - 2)	1.98㎡ × 2歳児	3.3㎡ × 0歳児	3.3㎡ × 1歳児
基準面積					
実面積					
適否					

(2) 保育室等の面積

区分	保育室及び遊戯室	乳児室	ほふく室
最低基準	1.98㎡ × 2歳以上児	3.3㎡ × 0歳児	3.3㎡ × 1歳児
基準面積	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
実面積	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
適否			

(3) その他設備（設備等の有無について○又は×で記載 ※ ○：有 ×：無）

有無	設備等名	備考	基準
	職員室		必置
	保健室	※ 職員室と兼用する場合は△	
	調理室		
	便所		
	飲料水用設備		
	手洗用設備		
	足洗用設備		
有無	設備等名	備考	基準
	放送聴取設備		設置するよう努める
	映写設備		
	水遊び場		
	園児清浄用設備		
	図書室		
	会議室		
	避難用設備	※ 保育室等を2階以上に設置する場合のみ	必置

(4) 園庭

区分	2歳児で積算	3歳児以上で積算	学級数で積算		常用	避難用	
	A		B	2学級以下			3学級以上
				C			
最低基準	$3.3\text{㎡} \times 2\text{歳児数}$	$3.3\text{㎡} \times 3\text{歳以上児数}$	$330\text{㎡} + 30\text{㎡} \times (\text{クラス数} - 1)$	$400\text{㎡} + 80\text{㎡} \times (\text{クラス数} - 3)$			
基準面積							
実面積							
【認定基準との比較】							
認定基準	基準面積	比較	園庭実面積	適否			
A+（B又はCの大きい方）							

3 職員

職種	氏名	資格	専任・兼任	備考
園長		① 府省令第12条に規定する要件を満たす。	専任	
		② 府省令第13条に規定する要件を満たす。	兼任	
副園長		① 府省令第12条に規定する要件を満たす。	専任	
		② 府省令第13条に規定する要件を満たす。	兼任	
教頭		① 府省令第12条に規定する要件を満たす。	専任	
		② 府省令第13条に規定する要件を満たす。	兼任	

※ 府省令：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

※ 園長（配置する場合は教頭、副園長）について、履歴書及び任命書又は資格証を添付すること。

職種		配置基準				配 置 職員数		備 考		
		児童数：職員数	定員	学級数	定数					
保育教諭等	0歳児担当	3：1				常勤				
						非常勤				
						合計				
	1・2歳児 担当	6:1				常勤				
						非常勤				
						合計				
	3歳児担当	15：1				常勤				
						非常勤				
						合計				
	4歳以上 児担当	25：1				常勤				
						非常勤				
						合計				
	小計	－				常勤				
						非常勤				
						合計				
	加配	－	－	－		－			保育標準時間認定子どもの受入	
									2号認定子どもの利用定員	
								3号認定子どもの利用定員		
合計	－				常勤					
					非常勤					
					合計					
調理員	調理員は原則必置				常勤			調理業務の全部又は一部を 自園の調理員 が行う		給食を提供する定 員数
					非常勤					
					合計					
(管理) 栄養士	調理業務の全部を委託する場合で、栄養士又は管理栄養士を置く場合は調理員を置かないことができる。				常勤			調理業務の全部を委託する		
					非常勤					
					合計					
養護教諭等	置くように努める				常勤					
					非常勤					
					合計					
事務職員	置くように努める				常勤					
					非常勤					
					合計					
学校医				1	常勤					
					非常勤					
					合計					
学校歯科医	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条第1項の規定により準用する学校保健安全法第23条の規定により必置			1	常勤					
					非常勤					
					合計					
学校薬剤師				1	常勤					
					非常勤					
					合計					

※ 保育教諭等：主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭

※ 保育教諭等を「専任の副園長又は教頭が兼ねる場合」、「学級数の1/3の範囲内で助保育教諭、講師をもって代える場合」は

当該人を保育教諭等数に計上し、備考欄にその旨を記載すること

※ 養護教諭等：主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭

※ 配置職員数の合計には常勤職員数＋常勤換算後の非常勤職員数を記載

常勤後の人数の算出方法

非常勤の勤務時間÷常勤の勤務時間×非常勤職員の人数

勤務時間（時間） 常勤 非常勤

第2号様式(第14条関係)

職員の状況一覧【 幼保連携型認定こども園 】

施設名: _____

クラス数: _____

1 職種・勤務形態別の状況

職種	職員数	専従		兼務		常勤換算 後の人数	基準上の 必要人数	平 均 勤続年数	平 均 経験年数
		常勤	非常勤	常勤	非常勤				
副園長							—		
教 頭							—		
主幹保育教諭									
指導保育教諭									
主務保育教諭									
保育教諭									
助保育教諭									
主幹養護教諭							—		
養護教諭							—		
養護助教諭							—		
主幹栄養教諭							—		
栄養教諭							—		
学校医							1		
学校歯科医							1		
学校薬剤師							1		
事務職員							—		
調理員							1		
教育補助職員 ・保育補助者							—		
保健師・看護師 ・准看護師							—		
理学療法士・作業 療法士・言語聴覚 士・心理担当職員							—		
その他の職員							—		
合 計	0	0	0	0	0	0	—		

※単位：人

単位：年

2 雇用形態別の状況

雇用職種	雇用人数	直接雇用		派遣
		有期	無期	
職員全体				
保育教諭				

※単位：人

※単位：人

職 員 の 構 成

1 基準職員

職名	常勤 非常勤 の別	専任 兼任 の別	所定労働時間		氏名	年齢	資格名、資格取得年 月日及び取得方法 (養成所・試験)	経験年数
			区 分	時間数				
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					
			日 週 月					

(注1) 基準職員とは、施設認可上、配置しなければならない職員で、非常勤職員を含みます。
(注2) 所定労働時間欄は、当該職員と雇用契約した所定労働時間の区分を○で囲み、その時間数を記入してください。

2 基準外職員

[illegible]

(注1) 基準外職員とは、基準職員を除く職員で、非常勤職員を含みます。

(注2) 所定労働時間欄は、当該職員と雇用契約した所定労働時間の区分を○で囲み、その時間数を記入してください。

第4号様式（第14条関係）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の
推進に関する法律第17条第2項等に関する誓約書

令和 年 月 日

郡山市長 様

所 在 地
法 人 名
代表者職氏名

以下の事項について、虚偽の申請でないことを誓約します。

- 1 本法人が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第2項にいずれも該当しないこと。
- 2 本法人が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第40条第2項に規定する同法第31条第1項の申請をすることができない者に該当しないこと。
- 3 本法人の役員又はその長が、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第18条第2項第5号に掲げる者に該当しないこと。
- 4 本法人の役員又はその長に、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員、又は同条第3号に規定する暴力団員等、若しくは暴力団員等と密接な関係がある者がいないこと。
- 5 本法人の役員又はその長に、市税等の滞納がある者がいないこと。

設置認可承認審査書

施設名	
-----	--

基本要件	審 査 内 容
①設置経営主体	
②定 員	
③建 物、設 備	
④職 員	
⑤そ の 他	
⑥総括的意見	
年 月 日	
所属名：	
職氏名：	

第6号様式 (第14条関係)

(設置認可)

郡山市指令育第 号

住所

施設設置者

職氏名

年 月 日付けで申請のあった の設置認可については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定により認可します。

年 月 日

郡山市長



第7号様式 (第14条関係)

(設置不承認)

郡山市指令育第 号

住所

施設設置者

職氏名

年 月 日付けで申請のあった の設置認可については、就
学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規
定により不承認としたので通知します。

年 月 日

郡山市長



廃止・休止承認審査書

施設名	
-----	--

変 更 内 容	審 査 内 容
①理 由	
②手 続 き	
③児童の受入れ 計 画	
④財 産 処 分	
⑤職員の退職後 の 状 況	
⑥総 括 的 意 見	
年 月 日	
所属名： 職氏名：	

第9号様式 (第15条関係)

(廃止、休止承認)

郡山市指令育第 号

住所

施設設置者

職氏名

年 月 日付けで申請のあった の廃止(休止)の承認については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定により承認します。

年 月 日

郡山市長



第10号様式（第16条関係）

(設置者変更承認)

郡山市指令育第 号

住所

施設設置者

職氏名

年 月 日付けで申請のあった の設置者変更の承認については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第18条の規定により承認します。

年 月 日

郡山市長



建物及び土地の状況

1 建物

区 分		変 更 前		変 更 後								増 減	
構 造		造 階建		造 階建									
建 築 面 積		㎡		㎡								㎡	
延 床 面 積		㎡		㎡								㎡	
所 有 区 分		自己所有 ・ 借用		自己所有 ・ 借用									
		計		1階		2階						計	
最 低 基 準	乳児室 ・ ほふく室	室	㎡	室	㎡	室	㎡	室	㎡	室	㎡		
	保育室 ・ 遊戯室												
	調理室												
	便 所												
0 歳 特 別 対 策	調乳室												
	沐浴室												
そ の 他	事務室												
	保育士室												
	廊下 ・ その他												
合 計 (建築確認書と一致させる)													

2 土地

(1) 全体

	変 更 前	変 更 後
総 面 積	㎡	㎡
[参考] 所 有 関 係	・自己所有・賃貸借(年) ・地上権設定(年) ・その他()	

(2) 屋外遊戯場

	変 更 前	変 更 後
総 面 積	㎡	㎡
無 の 場 合 代 替 場 所	(㎡)	(㎡)